

文部科学省における熱中症の対策について

文部科学省では、学校において熱中症の予防や児童生徒等が熱中症にかかった場合の対応が的確に行われるよう、平成15年6月に、熱中症の予防や応急措置等についてまとめたパンフレット「熱中症を予防しよう」を作成し、全国の教育委員会、学校、中体連及び高体連等に配布した。その後、平成26年3月に独立行政法人日本スポーツ振興センターが改訂版を作成、さらに平成31年3月に改訂二版を作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、ホームページに掲示している。

また、教職員やスポーツ行政担当者等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導している。

なお、令和元年度の取組及び令和2年度の取組予定は、以下のとおりである。

【令和元年度】

1. 関係通知等

○ 5月13日 通知（スポーツ庁健康スポーツ課長）

「熱中症事故の防止について」発出

⇒ 熱中症事故の防止について、都道府県・政令指定都市体育主管課を通じて関係団体に注意喚起

○ 5月24日 通知（男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長）

「熱中症事故の防止について」発出

⇒ 熱中症事故の防止について、教育委員会等に注意喚起

○ 6月27日 事務連絡（男女共同参画共生社会学習・安全課）

「熱中症事故の防止について」発出

⇒ 「熱中症予防強化月間」等について、教育委員会等に周知

○ 7月5日 通知（スポーツ庁政策課学校体育室）

「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」発出

⇒ 学校における体育活動中（含む運動部活動）における生徒の熱中症の防止等の安全確保の徹底を教育委員会等に周知

○ 学校安全ポータルサイトにて熱中症関連情報を特集ページにて掲載

⇒ 熱中症についての注意喚起（メールマガジンで注意喚起）

2. 各種会議等での注意喚起など

○ 6月6日

日本中学校体育連盟評議員会において熱中症対策を注意喚起

○ 5月30日

健康教育行政担当者連絡協議会において、発出した「熱中症事故等の防止について（依頼）」の通知の説明含め熱中症を注意喚起

○ 7月26日

全国高等学校体育連盟加盟団体長会において熱中症対策を注意喚起

○ 8月28日

全国都道府県、指定都市教育委員会学校体育担当指導主事研究協議会において熱中症対策を注意喚起

○ 10月4日

都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、配付する資料に通知文を掲載し、注意喚起

○ 通年

(独)教職員支援機構で実施している中央研修受講者に配付する資料に通知文を掲載し、注意喚起

3. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの取組

○ 5月1日

教材カード作成、Web掲載



独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校安全 Web」教材カード掲載アドレス (https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/1937/Default.aspx)

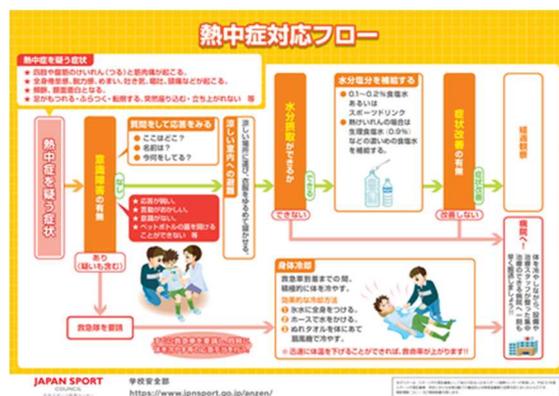
○ 6月

学校安全ナビ第36号において、「知って防ごう熱中症」の特集記事を掲載。(全学校に配布及びWeb掲載)



独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校安全 Web」学校安全ナビ掲載アドレス
 (https://www.jpnspport.go.jp/enzen/kankobutu/enzen/tabid/996/Default.aspx)

○ 7月1日
 教材カード作成、Web 掲載



【令和2年度】
 1. 関係通知等

○ 5月21日 事務連絡 (スポーツ庁政策課学校体育室)
 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」 発出
 ⇒学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について都道府県・政令指定都市体育主管課等に注意喚起

○ 5月22日 事務連絡（スポーツ庁健康スポーツ課）

「『安全に運動・スポーツをするポイントは？』の改正について」発出
⇒運動・スポーツを行う場合のマスク着用の留意点について都道府県・政令指定都市体育主管課等に注意喚起

○ 5月27日 通知（男女共同参画共生社会学習・安全課長）

「熱中症事故の防止について（依頼）」発出
⇒熱中症事故の防止について、教育委員会等に注意喚起

○ 5月28日 通知（スポーツ庁健康スポーツ課長）

「熱中症事故の防止について（依頼）」発出
⇒熱中症事故の防止について、都道府県・政令指定都市体育主管課を通じて関係団体に注意喚起

○ 6月上旬 学校安全ポータルサイトにて熱中症についての通知等掲載

2. 各種会議等での注意喚起など

○ 9月末

都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、配付する資料に通知文を掲載し、注意喚起

○ 通年

（独）教職員支援機構で実施している中央研修受講者に配付する資料に通知文を掲載し、注意喚起

3. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの取組

○ 5月20日

令和元年度版教材カード、Web再掲載



独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校安全 Web」教材カード掲載アドレス
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx)

○ 6月上旬

※平成30年度に作成した熱中症対策資料（学校における体育活動での事故防止対策推進事業成果物）についても Web 掲載している。

- ・パンフレット「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」
- ・映像資料（DVD）熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー



- ・パンフレット「学校屋外プールにおける熱中症対策」
- ・ポスター「熱中症対応フロー」作成、Web 掲載



本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

外出自粛時の運動・スポーツの実施について（改正）

4月27日以降、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の公表や、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が複数回あったことを踏まえ、「安全に運動・スポーツを行うためのポイントは？」（令和2年4月27日付けスポーツ庁健康スポーツ課事務連絡 資料4、5）の改正を行いましたので、事務連絡いたします。

事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県・指定都市スポーツ主管課
独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
各スポーツ関係団体

御中

スポーツ庁健康スポーツ課

「安全に運動・スポーツをするポイントは？」の改正について

平素より地域スポーツの推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、屋外で安全に運動・スポーツ（ウォーキング・ジョギング）を行うためのポイントにつきましては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と運動・スポーツの実施について」（令和2年4月27日付けスポーツ庁健康スポーツ課事務連絡）（以下、「令和2年4月27日付け事務連絡」という。）の記の2により、関係者への周知・広報等を行っていただくようお願いしたところです。

その後、3度（令和2年5月1日、4日、14日）にわたり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議より、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）が示されたほか、同じく3度（令和2年5月4日、14日、21日）、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という）が変更されるなど動きがあったところです。

つきましては、上記、専門家会議提言の公表や、基本的対処方針の変更等を踏まえ内容の見直しを行い、令和2年4月27日付け事務連絡の資料4「安全に運動・スポーツをするポイントは？」、資料5「安全に運動・スポーツをするポイントは？（リーフレット）」を

改正することとしましたので、今後は本事務連絡の資料1、資料2により、関係者への周知・広報等を行っていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれては、健康・福祉・介護予防主管課、域内の市区町村スポーツ主管課、その他の関係機関に対して、各スポーツ関係団体におかれては、加盟・登録団体、その他の関係機関に対して、上記の事項について周知・広報等をお願いします。

○資料1 「安全に運動・スポーツをするポイントは？」（令和2年5月22日改正版）

○資料2 「安全に運動・スポーツをするポイントは？」（リーフレット）」
（令和2年5月22日改正版）

（参考）「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

令和2年5月14日付けで、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が連名で作成しており、スポーツイベント再開に当たっての基本的な考え方やスポーツイベント再開時の感染防止策の留意点（主催者及び参加者）について示されています。

○公益財団法人日本スポーツ協会HP（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会のHPにも同じものが掲載されています。）

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf> （ガイドライン本文）

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline_checklist.pdf

（スポーツイベントの主催者・参加者向けチェックリスト）

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課 健康・体力づくり係
TEL 03-5253-4111（内線 2998）
E-mail kensport@mext.go.jp

安全に運動・スポーツをするポイントは？

令和 2 年 4 月 27 日

(改正) 令和 2 年 5 月 22 日

ス ポ ー ツ 庁

1 趣旨等

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」といいます。）の感染拡大を防止するためには、一人一人が不要不急の外出を自粛し、他者との接触を 8 割程度減らすことが必要とされています。

一方で、身体的及び精神的な健康を維持する上では、体を動かしたり、スポーツを行うことが必要です。このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、外出の自粛の対象とならない外出の例として、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものが示されています。ただし、感染拡大を防止するための十分な配慮が必要となります。

ここでは、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛時において、感染拡大を防止しつつ、安全・安心にウォーキングやジョギング等の運動・スポーツに取り組んでもらうために配慮いただきたいことをまとめています。

(2) 科学的な知見の現状と見直し

屋外における運動やスポーツを実施する際に、新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、現段階で得られている知見等を踏まえ、この配慮事項を取りまとめています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況等によって、逐次見直しが行われることがあることに御留意をお願いします。

2 運動やスポーツを始める前の体調確認

始める前に体調を確認し、以下の症状に一つでも当てはまる場合には、運動やスポーツは行わないようにしましょう。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した者との濃厚接触が有る場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は、外出しないようにしましょう。

- ① 平熱を超える発熱
- ② 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ③ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

- ④ 嗅覚や味覚の異常
- ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等

3 感染予防のための基本的な対応

コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があります。コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。

(1) 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けてください。

特に、強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けるようお願いします。

※ 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当とされています。

(2) マスクの着用

屋外でも人が多いところを避け、三つの密（密閉、密集、密接）のいずれかに該当する場所を極力避けるようお願いします。また、公園等で行う場合は、すいた時間、場所をえらんでください。

このような場所で運動・スポーツを行う場合、マスクを着用するかどうかは、運動・スポーツを行う方の判断とします。

なお、マスク（特に外気を取り込みにくいN95等のマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなることに注意をお願いします。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないでください。

(3) 手洗いの実施・手指消毒の実施

こまめな手洗い・手指消毒を徹底してください。手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗ってください。

運動やスポーツをする際には、汗をかいたりして、タオルで顔を拭くことがありますが、その際に手が顔（特に口）に触れたりすることも考えられます。ですので、屋外から帰宅した場合だけでなく、出かける前や、途中で一休みする際にも手洗いを行いましょう。

また、家に帰ったらまず手や顔を洗ってください。できるだけすぐにシャワーを浴びて着替えましょう。

(4) その他

運動・スポーツの実施の際は、熱中症対策の観点からもこまめな水分・塩分の補給をお願いします。また、スポーツドリンクなどを飲む際には、複数の方との飲み回しは控えましょう。

4 運動・スポーツの種類ごとの留意点

(1) ウォーキング・ジョギング

① 一人又は少人数で実施

ウォーキング・ジョギングを行う場合は、感染予防の観点から、一人又は少人数で行うようにしましょう。

② 場所は人が多いところを避ける

ウォーキング・ジョギングを行う際には、食料品や日用品の買物等のためにやむを得ず人が集まる場所を避けて行いましょう。また、公園等で行う際には、すいた時間、場所を選んで行いましょう。

③ 他の人との距離の確保

屋外であっても、他の人となるべく距離（※）をとってウォーキングやジョギングをしましょう。

ジョギングは、ウォーキングに比べて運動の強度が高く、呼気が激しくなりますので、ウォーキング以上に他の人との距離をとるようにしましょう。

※ 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当とされています。

④ 位置取り等

前の人呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取るようにしましょう。すれ違うときも、なるべく互いの距離をとるようにしましょう。

その他、ウォーキング・ジョギング中に、唾や痰をはくことは極力行わないようにしましょう。

(2) その他の運動・スポーツ（筋トレ・ヨガなど）

筋トレ・ヨガ等は、動画やリーフレット等を活用し、自宅で行いましょう。

また、その場合は、こまめに換気を行いましょう。

5 記録の保存

外出自粛の中で自身の生活リズムが守られているかをチェックする意味で、日々のウォーキングやジョギングの状況を記録しておきましょう。

また、途中で店舗等に立ち寄った場合は、立ち寄った店舗等も記録しておきましょう。

(参考：別添 日常運動・スポーツの記録)

6 その他の留意点

(1) 熱中症の予防

高温、多湿、風がない（弱い）、日射しが強いといった条件が重なる日は熱中症の発症に注意が必要です。このような場合には屋外での運動を見合わせるようにしましょう。

また、急に暑くなった場合は、体が暑さに順化（適応）できていないために、熱中症になりやすいことにも注意しましょう。

熱中症は、屋外だけでなく、屋内でも発症することがあります。運動・スポーツを行う場合には、こまめな水分・塩分の補給、休憩の確保、風通しの良い服装や着帽、屋内では空調の使用等に気を付けるようお願いいたします。このほか、きちんと食事を摂取していない、睡眠不足、前日の多量の飲酒等も熱中症の発症に影響を与えることに気を付けてください。（詳しくは環境省、厚生労働省のホームページを確認してください。）

なお、マスク（特に外気を取り込みにくいN95等のマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなることに注意をお願いします。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないでください。

(2) 高齢者、基礎疾患のある人等について

重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患等のある人については、運動やスポーツを行う前に、かかりつけ医に相談しておくことが適当です。

特にマスクを着けて運動やスポーツをする場合には、マスクをしないときに比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性がありますので、かかりつけ医の意見を踏まえ、無理のないよう健康安全を第一にお願いします。

※ アスリートの中には心肺機能を高めるためにあえてマスクを着用してトレーニングをする事例もあります。それだけ、身体に負荷がかかるということです。

(3) 周囲の人への思いやり（エチケット）

外出している人の中には、食料品の買い出しや通院等のやむを得ない理由がある人もいます。

こうした人たちから見れば、通常と比べて呼気が激しくなりやすい運動やスポーツをしている人が近くを通った場合に、感染しないか不安になる場合もあります。

ウォーキングやジョギングで人が集まる場所を通過する際には、マスクを着用いただく、バンダナのような布で口と鼻を覆っていただく、呼気が激しくならないよう運動強度を落としていただく等、やむを得ない理由で外出している人への配慮をお願いします。

日常運動・スポーツの記録

(外出自粛時の運動・スポーツを「見える化」しましょう!)

日付	令和2年	月	日 ()
----	------	---	-------

1 今日の体調

(1) 体温 (目覚めたときに測りましょう。)

体温	°C
----	----

※ 平熱 (36°C前後) より高い場合は、外出を控えましょう。

(37.5°Cを超える場合は、外出してはいけません。)

(2) 体調

いつもとかわらない	いつもとちがう ()
-----------	-------------

※ 体がだるい、重く感じる等の場合は外出を控えましょう。

2 運動・スポーツの記録

(1) 屋内でできる運動・スポーツ

① 筋力トレーニング (筋力維持向上の体操) ※種目と回数を書いておくと、どこの筋肉をどれくらい使ったかが分かります。	(回数または分)
② ストレッチング	(分)
③ その他 (みんなの体操、ラジオ体操など)	(分)

(2) ウォーキング (歩く) ・ジョギング (走る)

体を動かすことを目的としたウォーキングやジョギングのほか、日常生活に必要な外出 (食料品の買い物、通院等) についても記録しましょう。具体的にどこに行ったのか (お店や病院名など) をメモしておきましょう。

① 歩いた・走った時間	(分)
② 歩数 (歩数計があれば)	(歩)
③ 行った場所 (経路・行先)	

(3) その他

--

安全に運動・スポーツをするポイントは？ Ver.2

体調をチェック

一つでも当てはまる場合には、運動やスポーツは行わないでください。

- 平熱を超える発熱
- 咳、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ、息苦しさ
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等

感染防止の3つの基本

- 十分な距離の確保
- マスクの着用
- 手洗い・手指消毒



家に帰ったらまず手や顔を洗う。
できるだけすぐにシャワーを
浴びて、着替える。

熱中症の予防 ! 暑くなる日は要注意!

こまめな水分・塩分の補給、休憩の確保、風通しの良い服装や着帽、屋内では空調の使用等を行いましょ。

マスクを着用したまま運動・スポーツをすると、水分補給を忘れたり、体温が下がりにくいことがありますので注意してください。また、マスクをしていつもの運動・スポーツをすると、運動強度が上がることがありますので、速度を落とすなど調整をしてください。息苦しさを感じた時はすぐに外すことや休憩を取る等、無理をしないでください。

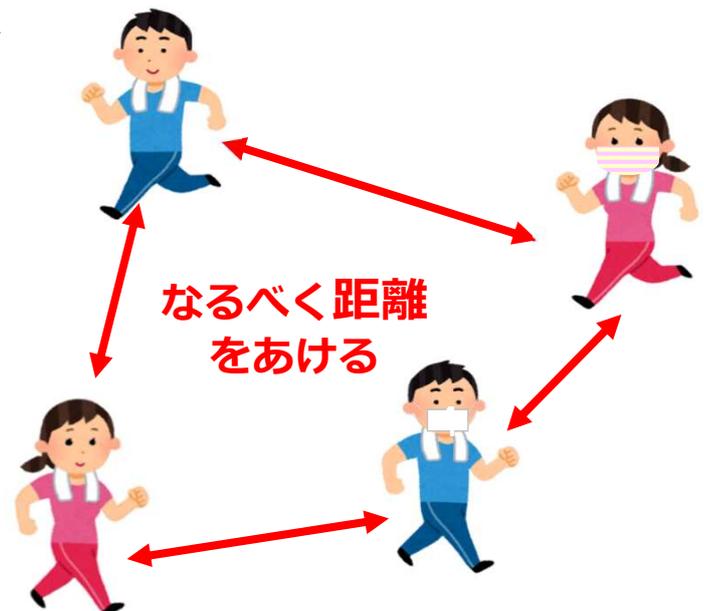
運動・スポーツの種類ごとの留意点

×密閉 ×密集 ×密接

三つの密のうち、一つでも該当しないように注意しましょう。

● ウォーキング・ジョギング

- ① 一人又は少人数で実施
- ② すいた時間、場所を選ぶ
- ③ 他の人との距離を確保
- ④ すれ違う時は距離をとる



● 筋トレ・ヨガ

- ① 自宅で動画を活用
- ② こまめに換気

運動不足（身体的不活動）は健康に害を及ぼします。
安全な環境を確保して適度に運動・スポーツを行うよう心掛けてください。
高齢者や基礎疾患などのある方は、かかりつけ医に相談してください。

